



平成26年4月より産前産後休業期間中の社会保険料(健康保険料、厚生年金保険料)免除制度がスタートすると聞きました。今号はその内容について教えてください。



労働基準法では「産前において使用者は、6週間＝42日以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。産後においては8週間＝56日を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後6週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障ないと認めた業務に就かせることは、差し支えない」となっています。

この産前産後休業期間中は、従来、社会保険料は免除されていませんでした。それが4月より免除されることになりました。



従来育児休業期間は社会保険料(健康保険料、厚生年金保険料)が免除されてきました。それが産前産後休業期間にも拡充されたのですか?



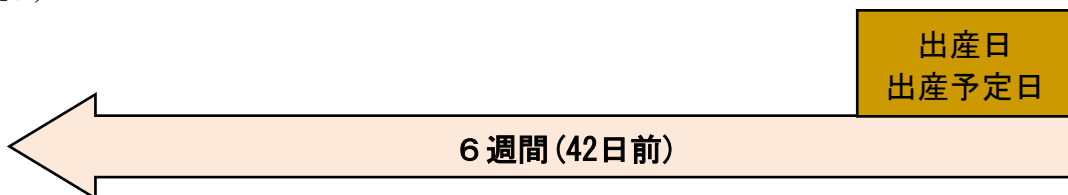
育児休業中の社会保険料は、育児・介護休業法により、3歳までの子を養育するための育児休業期間について、社会保険料(健康保険料、厚生年金保険料)は被保険者分・事業主分とも免除されてきました。それが、今年の4月から産前産後休業期間＋育児休業期間と免除期間が連結することになりました。



産前産後休業期間の産前6週間はどのように計算するのですか？



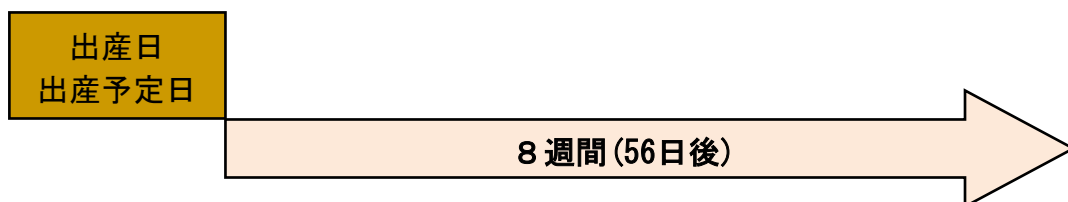
出産日、出産予定日を含む42日前の日が産休期間の産前のスタート日になります



産前産後休業期間の産後8週間はどのように計算するのですか？



出産日、出産予定日を含まない64日後の日が産休期間の産後の終了日になります





産前産後休業期間の保険料免除期間について教えてください。



保険料免除期間とは

「産休期間の**開始日の属する月**からその産休期間の**終了日の翌日の属する月の前月**までの期間です」。

●事例 産休期間が4月24日から7月30日の場合

開始日の属する月は4月24日ですから4月です。

終了日の翌日の属する月の前月 終了日の翌日は7月31日
翌日の属する月は7月でその前月ですから6月になります。
この場合の免除期間は4月から6月までです

●事例 産休期間が4月25日から7月31日の場合

開始日の属する月は4月25日ですから4月です。

終了日の翌日の属する月の前月 終了日の翌日は8月1日
翌日の属する月は8月でその前月ですから7月になります。
この場合の免除期間は4月から7月までです



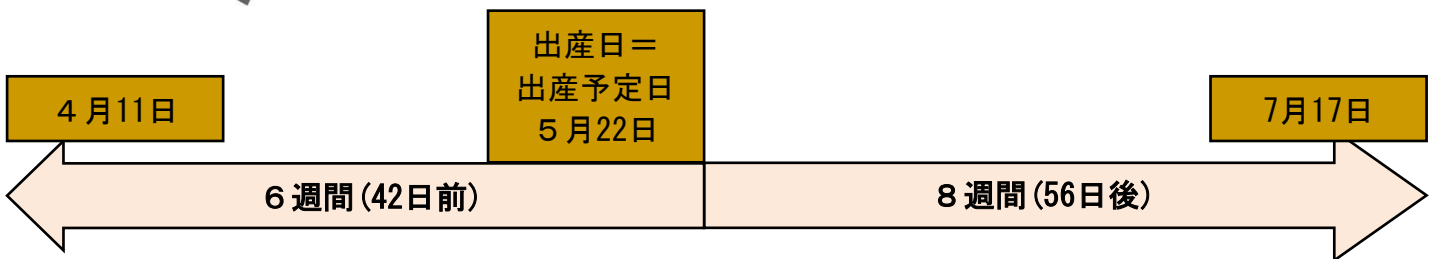
出産予定日に出産した場合、予定日後、予定日前に出産した場合では
免除期間はどうなるのですか？



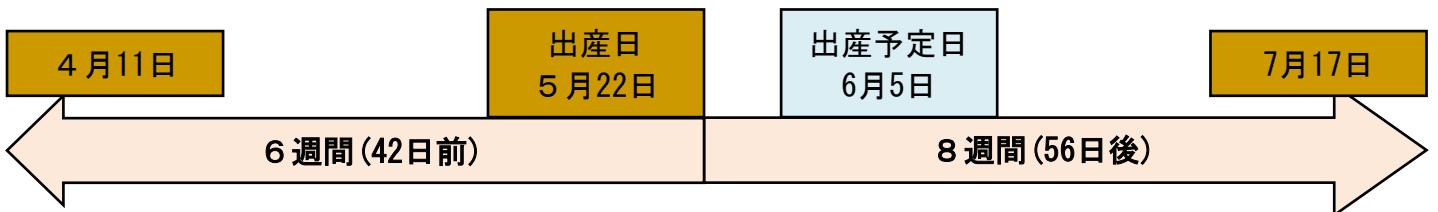
出産予定日より遅れて出産した場合は出産予定日と出産日の期間は産休期間
に含まれます。従って産休期間は42日+56日+ α になります。逆に予定日前
に出産した場合は出産日を基準に出産前42日+出産後56日=98日が産休期間
になります。



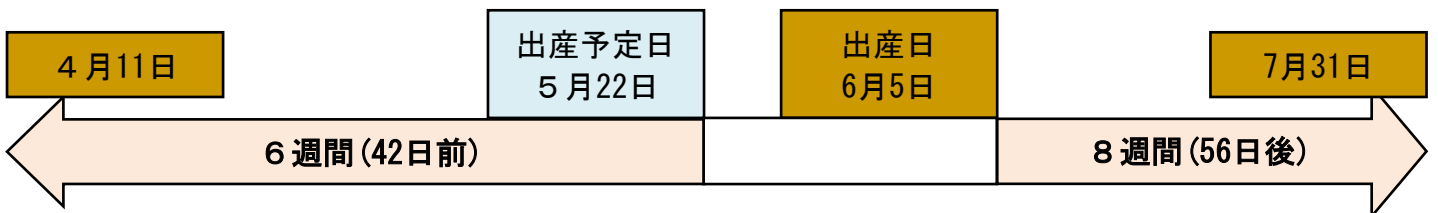
事例1 出産予定日、予定日前、予定日後に出産した場合の保険料免除期間を教えてください。



●事例 出産日と出産予定日が同じ 産休期間が4月11日から7月17日の場合
開始日の属する月は4月11日……4月。終了日の翌日の属する月の前月……6月
この場合の免除期間は4月から6月までです



●事例 出産日が出産予定日より前 産休期間が4月11日から7月17日の場合
開始日の属する月は4月11日……4月。終了日の翌日の属する月の前月……6月
この場合の免除期間は4月から6月までです



●事例 出産日が出産予定日より前 産休期間が4月11日から7月31日の場合
開始日の属する月は4月11日……4月。終了日の翌日の属する月の前月……7月
この場合の免除期間は4月から7月までです